

# 令和7年度 宮崎県私立高等学校等奨学給付金ご案内

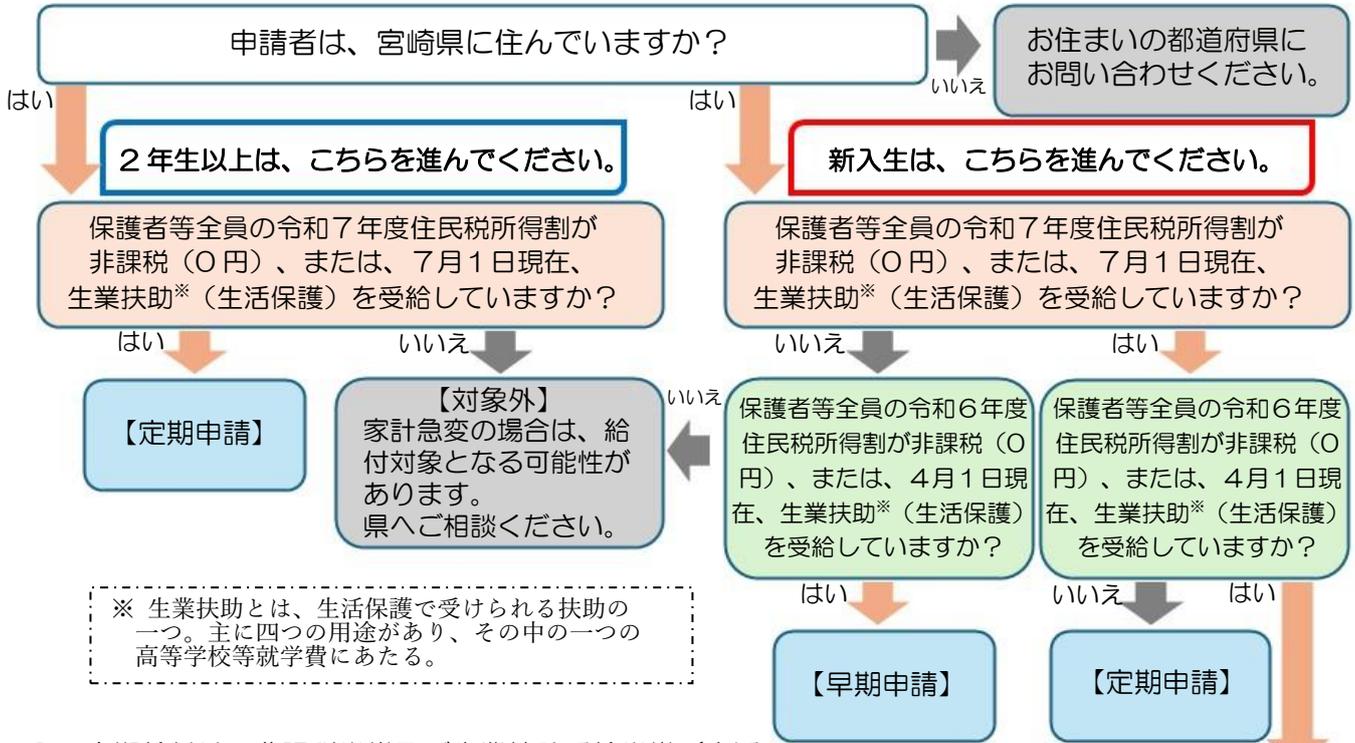
## 〈県内の学校〉 高校生等

### 1. 概要

高校生等のみなさんが安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担軽減のため、「奨学給付金（奨学のための給付金）」を給付します。（返済不要）



### 2. 対象要件



※ 生業扶助とは、生活保護で受けられる扶助の一つ。主に四つの用途があり、その中の一つの高等学校等就学費にあたる。

AまたはBのどちらか選択できます。  
 A【定期申請】  
 B【早期申請】 + 【残額（定期）申請】

- 定期給付は、非課税世帯及び生業扶助受給世帯（生活保護）に対して、7月1日現在の状況に基づき判定し、年額（【表1】定期給付額）を支給します。
- 一部早期給付は、新入学時の負担軽減のため希望する新入生の保護者に対して（非課税世帯及び生業扶助受給世帯（生活保護）、4月1日現在の状況に基づき判定し、年額の4分の1の額（4月～6月分に相当する額）（【表2】一部給付額）を支給します。この場合、残額（7月～3月分に相当する額）は、7月1日現在の状況に基づき判定するため、別途申請書の提出が必要です。（【表3】申請回数を参照）
- 新入生は、令和6年度、令和7年度ともに非課税の場合は、「定期給付（年額）の1回申請」または「一部給付と定期給付（残額）の2回申請」のいずれか希望するパターンを選択できます。（最終的な額は、年額と同様です。）

【表1】定期給付額（パターン②定・パターン③）

給付の種類	年額
全日制 定時制	152,000円
生活保護〈生業扶助〉	52,600円
通信制	52,100円

【表2】一部早期給付額（パターン①・パターン②早）

給付の種類	1/4の額
全日制 定時制	38,000円
生活保護〈生業扶助〉	13,150円
通信制	13,025円

【表3】受給要件と申請区分

パターン	道府県民税所得割及び市町村民税所得割		給付申請区分	申請回数
	令和6年度 基準日：4月1日	令和7年度 基準日：7月1日		
①	課税	非課税 生業扶助受給	定期（年額）	1回
②	非課税 生業扶助受給	非課税 生業扶助受給	定 定期（年額）	1回
			早 一部早期（1/4の額） 定期（残額）	2回
③	非課税 生業扶助受給	課税	一部早期（1/4の額）	1回
④	課税	課税	対象外	—

●裏面の『提出書類一覧表』をご覧ください。➡

## 提出書類一覧表（県内・高校生等）

様式		申請書	生業扶助受給証明書※1	口座振込先申出書 又は委任状※2
課程				
世帯区分	課程	◎…提出必須 ○…該当する方のみ		
生業扶助受給世帯	全日制 定時制 通信制	◎	◎	◎
非課税世帯	全日制 定時制 通信制	◎	—	◎

※1 生業扶助受給証明書（様式6）は、基準日（一部早期＝4月1日／定期＝7月1日）に生業扶助の措置状況が確認できる証明書を提出してください。

※2 口座振込をご希望の方は、口座振込先申出書（様式1）を提出してください。受領を学校に委任する場合は、委任状（様式2）を提出してください。

◇ 災害等（自然災害や火災等）により制服が喪失・毀損した場合は、81,000円を加算することができます。該当される場合は、ご相談ください。

### 3. 申請書類の提出期限と提出先

申請書類は、学校の定める期限までに「学校」へ提出してください。

※ 申請状況及び給付日等に関するお問い合わせは、個人情報保護の観点から、申請者本人からの問い合わせに限りお答えいたします。（配偶者やご家族からの問い合わせにはお答えできません。）

※ 家計急変は、「家計急変世帯への支援〈県内の学校〉」のご案内をご覧ください。

※ ご不明な点等ございましたら下記までお気軽にお問い合わせください。



お問い合わせ：宮崎県みやざき文化振興課（0985）26-7118